

(目的)

第一条 この規則は、共同法人会員基本規程(会規第百五号。以下「規程」という。)第四十二條第二項の規定に基づき、弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)の社員となる資格証明書その他共同法人の登記手続に必要な添付書類で本会が発行する証明書に關して必要な事項を定める。

(社員となる資格証明書)

第二条 規程第四十二條第一項に規定する共同法人の社員となる資格証明書の申請書及び証明書のうち、弁護士である社員に關するものは、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号に準じて作成するものとする。

2 規程第四十二條第一項に規定する共同法人の社員となる資格証明書の申請書及び証明書のうち、外国法事務弁護士である社員に關するものは、それぞれ別記様式第三号及び別記様式第四号に準じて作成するものとする。

3 前二項の申請書は、所属する弁護士会を經由して本会に提出するものとする。

(社員の脱退事由に關する証明書)

第三条 共同法人の弁護士である社員が弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)第五十七條第一項第二号から第四号までに掲げる懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第五号及び別記様式第六号に準じて作成するものとする。

2 共同法人の外国法事務弁護士である社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に關する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第八十四條第一項第二号から第四号までに掲げる懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第七号及び別記様式第八号に準じて作成するものとする。

3 共同法人の弁護士である社員が法第十一条の規定による登録取消しの請求をしたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第九号及び別記様式第十号に準じて作成するものとする。

4 共同法人の外国法事務弁護士である社員が外国弁護士法律事務取扱法第三十條の規定による登録取消しの請求をしたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第十一号及び別記様式第十二号に準じて作成するものとする。

5 共同法人の弁護士である社員につき法第十三條第一項の規定による登録取消しが確定したときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第十三号及び別記様式第十四号に準じて作成するものとする。

6 共同法人の外国法事務弁護士である社員につき外国弁護士法律事務取扱法第三十一條第二項の規定による登録取消しが確定したときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第十五号及び別記様式第十六号に準じて作成するものとする。

7 前各項の申請書は、当該社員の所属する弁護士会を經由して本会に提出するものとする。

(共同法人の除名証明書)

第四条 共同法人が除名の懲戒処分を本会から受けたときに本会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第十七号及び別記様式第十八号に準じて作成するものとする。

2 前項の申請書は、当該共同法人の主たる法律事務所所在する地域において所属する弁護士会を經由して本会に提出するものとする。

(弁護士会の証明書の発行)

第五条 共同法人の弁護士である社員が法第五十七條第一項第二号から第四号までに掲げる懲戒処分を弁護士会から受けたときに弁護士会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第五号及び別記様式第六号に準じて作成するものとする。

2 共同法人が除名の懲戒処分を弁護士会から受けたときに弁護士会が発行する証明書の申請書及び証明書は、それぞれ別記様式第十七号及び別記様式第十八号に準じて作成するものとする。

(手数料)

第六条 第二条の共同法人の社員となる資格証明書を申請する弁護士及び外国法事務弁護士は、証明書発行手数料を所属弁護士会を經由して本会に納付しなければならない。

(会長への委任)

第七条 会長は、前条の手数料のほか、この規則の実施に關し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人
登録番号
住 所
氏 名
（注 連名での申請も可）

私（達）は、下記名称で弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を行いたいので（下記名称の弁護士・外国法事務弁護士共同法人に加入したいので）、私（達）が、弁護士であること及び外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第70条第2項各号のいずれにも該当していないことを証明していただきたく申請します。

記

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称
所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明書

年 月 日

登録番号

住 所

弁護士 殿

日本弁護士連合会
会長

貴殿（ら）が、下記の条件を満たす者であることを証明します。

記

- 1 日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録された弁護士であること。
- 2 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第70条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

登録番号

住 所

氏 名

（注 連名での申請も可）

私（達）は、下記名称で弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を行いたいので（下記名称の弁護士・外国法事務弁護士共同法人に加入したいので）、私（達）が、外国法事務弁護士であること及び外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第70条第2項各号のいずれにも該当していないことを証明していただきたく申請します。

記

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明書

年 月 日

登録番号

住 所

外国法事務弁護士 殿

日本弁護士連合会
会長

貴殿（ら）が、下記の条件を満たす者であることを証明します。

記

- 1 日本弁護士連合会の外国法事務弁護士名簿に登録された外国法事務弁護士であること。
（原資格国法： において効力を有し、又は有した法）
（指定法： において効力を有し、又は有した法）
- 2 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第70条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったこと
の証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、年 月 日、貴会から弁護士法第57条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったこと
の証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、本会から弁護士法第57条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受
けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったこと
の証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人
（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）
主たる法律事務所の所在場所
弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称
社員（代表社員）の氏名
（外国法事務弁護士の申請の場合）
登録番号
住 所
氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号
住 所
氏 名

上記の者が、年 月 日、貴会から外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第
84条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき法定脱退事由たる懲戒処分があったこと
の証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、本会から外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第
84条第1項第 号に掲げる懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合
会長

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士法第11条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

社員（代表社員）の氏名

（弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、年 月 日、弁護士法第11条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士法第11条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、弁護士法第11条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第 3 0 条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人
(弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合)
主たる法律事務所の所在場所
弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称
社員(代表社員)の氏名
(外国法事務弁護士の申請の場合)
登録番号
住 所
氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号
住 所
氏 名

上記の者が、年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第 3 0 条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第30条の規定による登録取消しの請求をしたことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者が、 年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第30条の規定による登録取消しの請求をしたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき弁護士法第13条第1項の規定による登録取消しが確定したことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人
（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）
主たる法律事務所の所在場所
弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称
社員（代表社員）の氏名
（弁護士の申請の場合）
登録番号
住 所
氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号
住 所
氏 名

上記の者につき、年 月 日、弁護士法第13条第1項の規定による登録取消しが確定したこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき弁護士法第13条第1項の規定による登録取消しが確定したことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、 年 月 日、弁護士法第13条第1項の規定による登録取消しが確定したこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第2項の規定による登録取消しが確定したことの証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会
会長 殿

申請人
（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）
主たる法律事務所の所在場所
弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称
社員（代表社員）の氏名
（外国法事務弁護士の申請の場合）
登録番号
住 所
氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

登録番号
住 所
氏 名

上記の者につき、年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第2項の規定による登録取消しが確定したこと。

以上

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員につき外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第2項の規定による登録取消しが確定したことの証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

登録番号

住 所

氏 名

上記の者につき、
年 月 日、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第2項の規定による登録取消しが確定したこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上

別記様式第17号（第4条、第5条関係）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の除名の証明申請書

年 月 日

日本弁護士連合会

会長

殿

申請人

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の申請の場合）

主たる法律事務所の所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

社員（代表清算人）の氏名

（弁護士又は外国法事務弁護士の申請の場合）

登録番号

住 所

氏 名

下記の者につき、下記事由があったことを証明していただきたく申請します。

記

届出番号

主たる法律事務所の名称及び所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

上記の者が、年 月 日、貴会から除名の懲戒処分を受けたこと。

以上

別記様式第18号（第4条、第5条関係）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の除名の証明書

下記の者につき、下記事由があったことを証明します。

記

届出番号

主たる法律事務所の名称及び所在場所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称

上記の者が、 年 月 日、本会から除名の懲戒処分を受けたこと。

年 月 日

日本弁護士連合会
会長

以上